

## 不利益処分の処分基準 総括表

部名 教育部

No.	課等名	法令名	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準の設定の有 無	処分基準の公表の有 無	備考
1	学校教育課	岩見沢市児童館条例	8、別表2	岩見沢市立児童館使用料の徴収	○	○	
2	学校教育課	岩見沢市児童館条例	13	岩見沢市立児童館使用許可の取消し等	○	○	
3	学校教育課	岩見沢市児童館条例	16	岩見沢市立児童館の入場の制限	○	○	
4	学校教育課	岩見沢市児童館条例	14、15	岩見沢市立児童館の原状回復、損害賠償請求	○	○	
5	学校教育課	地方自治法 岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	244の2-11 8-1	岩見沢市立児童館の指定管理者の指定の取消し等	○	○	
6	学校教育課	岩見沢市財産条例 岩見沢市公有財産規則	4-1 9、別表1、別表2	岩見沢市立学校の行政財産の目的外使用料の徴収	○	○	
7	学校教育課	岩見沢市公有財産規則	11	岩見沢市立学校の行政財産の目的外使用許可の取消し	○	○	
8	学校教育課	岩見沢市公有財産規則	19	岩見沢市立学校の行政財産の目的外使用の損害賠償命令	○	○	
9	学校教育課	岩見沢市公有財産規則	18	岩見沢市立学校の行政財産の目的外使用の原状回復の義務	○	○	
10	学校教育課	地方自治法 岩見沢市財産条例	14-3、228-3 4-5	岩見沢市立学校の行政財産の目的外使用に係る過料の賦課処分	○	○	
11	学校教育課	岩見沢市立学校の施設の開放に関する規則	10	岩見沢市立学校の開放施設の利用許可の取消し	○	○	

## 不利益処分の処分基準 総括表

部名 教育部

No.	課等名	法令名	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準の設定の有 無	処分基準の公表の有 無	備考
1	生涯教育課	岩見沢スポーツセンター条例	6-1、別表	岩見沢スポーツセンター使用料の徴収	○	○	
2	生涯教育課	岩見沢市総合体育館条例	6-1、別表	岩見沢市総合体育館使用料の徴収	○	○	
3	生涯教育課	岩見沢市北村多目的体育館条例	6-1、別表	岩見沢市北村多目的体育館使用料の徴収	○	○	
4	生涯教育課	岩見沢市栗沢スポーツ公園条例	6-1、別表	岩見沢市栗沢スポーツ公園使用料の徴収	○	○	
5	生涯教育課	岩見沢市野球場条例	6-1、別表	岩見沢市野球場使用料の徴収	○	○	
6	生涯教育課	岩見沢市都市公園条例	16、別表第4、別表第5、別表第7、別表第8	みずほ公園野球場・あさざり公園野球場・東山公園庭球場・みずほ公園サッカー場・東山公園弓道場・岡山スポーツフィールドテニスコート・東山公園陸上競技場の使用料の徴収	○	○	
7	生涯教育課	岩見沢トレーニングセンター条例	6-1、別表	岩見沢トレーニングセンター使用料の徴収	○	○	
8	生涯教育課	岩見沢市北村トレーニングセンター条例	6-1、別表	岩見沢市北村トレーニングセンター使用料の徴収	○	○	
9	生涯教育課	岩見沢市温水プール条例	6-1、別表	岩見沢市温水プール使用料の徴収	○	○	
10	生涯教育課	岩見沢市北村プール条例	6-1、別表	岩見沢市北村プール使用料の徴収	○	○	
11	生涯教育課	岩見沢スポーツセンター条例 岩見沢スポーツセンター条例施行規則	6-2 5、別表	岩見沢スポーツセンター備付物件使用料の徴収	○	○	
12	生涯教育課	岩見沢総合体育館条例 岩見沢総合体育館条例施行規則	6-2 5、別表	岩見沢総合体育館備付物件使用料の徴収	○	○	
13	生涯教育課	岩見沢市北村多目的体育館条例 岩見沢市北村多目的体育館条例施行規則	6-2 4、別表	岩見沢市北村多目的体育館備付物件使用料の徴収	○	○	

## 不利益処分の処分基準 総括表

部名 教育部

No.	課等名	法令名	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準の設定の有 無	処分基準の公表の有 無	備考
14	生涯教育課	岩見沢スポーツセンター条例 岩見沢市総合体育館条例 岩見沢市北村多目的体育館条例 岩見沢市北村ゲートボール条例 岩見沢市栗沢スポーツ公園条例 岩見沢市野球場条例 岩見沢トレーニングセンター条例 岩見沢市北村トレーニングセンター条例 岩見沢市温水プール条例 岩見沢市北村プール条例 岩見沢市都市公園条例 岩見沢市農山村地域公園条例	1 1 1 1 1 1 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 9-1 1 8-1	岩見沢市スポーツ施設の使用許可の取消し	○	○	
15	生涯教育課	岩見沢スポーツセンター条例 岩見沢市総合体育館条例 岩見沢市北村多目的体育館条例 岩見沢市北村ゲートボール条例 岩見沢市栗沢スポーツ公園条例 岩見沢市野球場条例 岩見沢トレーニングセンター条例 岩見沢市北村トレーニングセンター条例 岩見沢市温水プール条例 岩見沢市北村プール条例 岩見沢市都市公園条例 岩見沢市農山村地域公園条例	1 4 1 4 1 4 1 2 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 6 6	岩見沢市スポーツ施設の入場の制限	○	○	
16	生涯教育課	岩見沢スポーツセンター条例 岩見沢市総合体育館条例 岩見沢市北村多目的体育館条例 岩見沢市北村ゲートボール条例 岩見沢市栗沢スポーツ公園条例 岩見沢市野球場条例 岩見沢トレーニングセンター条例 岩見沢市北村トレーニングセンター条例 岩見沢市温水プール条例 岩見沢市北村プール条例	1 3 1 3 1 3 1 1 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3	岩見沢市スポーツ施設の損害賠償の請求	○	○	
17	生涯教育課	地方自治法 岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	2 4 4の2-1 1 8-1	岩見沢市スポーツ施設の指定管理者の指定の取消し等	○	○	

## 不利益処分の処分基準 総括表

部名            教育部

No.	課等名	法令名	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準の設定の		備考
					有	無	
18	生涯教育課	岩見沢市財産条例 岩見沢市公有財産規則	4-1 9、別表第1、別表第2	岩見沢市スポーツ施設の行政財産の目的外使用料の徴収	○	○	
19	生涯教育課	地方自治法 岩見沢市公有財産規則	238の4-7 11	岩見沢市スポーツ施設の行政財産の目的外使用許可の取消し等	○	○	
20	生涯教育課	岩見沢市公有財産規則	19	岩見沢市スポーツ施設の行政財産の損害賠償の命令	○	○	
21	生涯教育課	地方自治法 岩見沢市財産条例	14-3、228-3 4-5	岩見沢市スポーツ施設の行政財産の目的外使用に係る過料の賦課処分	○	○	
22	生涯教育課	岩見沢市農山村地域公園条例	19-1、別表5	土里夢公園パークゴルフ場使用料の徴収	○	○	
23	生涯教育課	岩見沢市文化財保護条例	12	市指定文化財の現状変更等の許可の取消し・行為停止命令	○	○	
24	生涯教育課	文化財保護法	53	市指定文化財所有者等以外による公開の許可の取消し等	○	○	
25	生涯教育課	岩見沢市民会館条例	12	岩見沢市民会館使用許可の取消し等	○	○	
26	生涯教育課	岩見沢市文化センター条例	12	岩見沢市文化センター使用許可の取消し等	○	○	
27	生涯教育課	岩見沢市民会館条例	7-1、8、別表	岩見沢市民会館使用料の徴収	○	○	
28	生涯教育課	岩見沢市文化センター条例	7-1、8、別表	岩見沢市文化センター使用料の徴収	○	○	
29	生涯教育課	岩見沢市民会館条例	15、16	岩見沢市民会館の入場の制限及び必要措置の命令等	○	○	
30	生涯教育課	岩見沢市文化センター条例	15、16	岩見沢市文化センターの入場の制限及び必要措置の命令等	○	○	
31	生涯教育課	岩見沢市民会館条例	13、14	岩見沢市民会館の原状回復及び損害賠償請求	○	○	
32	生涯教育課	岩見沢市文化センター条例	13、14	岩見沢市文化センターの原状回復及び損害賠償請求	○	○	
33	生涯教育課	岩見沢市公有財産規則	11	岩見沢市民会館・文化センターの行政財産の目的外使用許可の取消し	○	○	
34	生涯教育課	岩見沢市財産条例 岩見沢市公有財産規則	4 9、別表1、2	岩見沢市民会館・文化センターの行政財産の目的外使用に係る使用料の徴収	○	○	
35	生涯教育課	岩見沢市公有財産規則	18、19	岩見沢市民会館・文化センターの行政財産の目的外使用に係る原状回復、損害賠償請求	○	○	

## 不利益処分の処分基準 総括表

部名            教育部

No.	課等名	法令名	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準の設定の		備考
					有	無	
36	生涯教育課	地方自治法 岩見沢市財産条例	14-3、228-3 4-5	岩見沢市民会館・文化センターの行政財産の目的外 使用に係る過料の賦課処分	○	○	
37	生涯教育課	地方自治法 岩見沢市公の施設に係る指定管 理者の指定手続等に関する条例	244の2-11 8-1	岩見沢市民会館・文化センターの指定管理者の指定 の取消し等	○	○	
38	生涯教育課	岩見沢市絵画ホール条例	5、別表	岩見沢市絵画ホールの入館料の納付	○	○	
39	生涯教育課	岩見沢市絵画ホール条例	8	岩見沢市絵画ホールの入場制限	○	○	
40	生涯教育課	岩見沢市絵画ホール条例	7	岩見沢市絵画ホールの損害賠償の命令	○	○	
41	生涯教育課	岩見沢市絵画ホール条例	9	岩見沢市絵画ホールの必要措置命令等	○	○	
42	生涯教育課	いわみざわ公園野外音楽堂条例 いわみざわ公園野外音楽堂条例 施行規則	7、8、別表 3、別表	いわみざわ公園野外音楽堂の使用料の徴収	○	○	
43	生涯教育課	いわみざわ公園野外音楽堂条例	14	いわみざわ公園野外音楽堂の損害賠償請求	○	○	
44	生涯教育課	いわみざわ公園野外音楽堂条例	13	いわみざわ公園野外音楽堂の原状回復義務	○	○	
45	生涯教育課	いわみざわ公園野外音楽堂条例	12	いわみざわ公園野外音楽堂の使用許可の取消し	○	○	
46	生涯教育課	いわみざわ公園野外音楽堂条例	16	いわみざわ公園野外音楽堂の必要措置命令	○	○	
47	生涯教育課	いわみざわ公園野外音楽堂条例	15	いわみざわ公園野外音楽堂への入場制限	○	○	
48	生涯教育課	地方自治法 岩見沢市公の施設に係る指定管 理者の指定手続等に関する条例	244の2-11 8-1	いわみざわ公園野外音楽堂の指定管理者の指定の取 消し	○	○	
49	生涯教育課	岩見沢市北村環境改善センター 条例	6-1、別表	岩見沢市北村環境改善センターの使用料の徴収	○	○	
50	生涯教育課	岩見沢市北村環境改善センター 条例 岩見沢市北村環境改善センター 条例施行規則	6-2 4、別表	岩見沢市北村環境改善センター貸付物件使用料の徴 収	○	○	
51	生涯教育課	岩見沢市北村環境改善センター 条例	11	岩見沢市北村環境改善センターの使用許可の取消し 等	○	○	
52	生涯教育課	岩見沢市北村環境改善センター 条例	12	岩見沢市北村環境改善センターの使用場所の原状回 復に伴う損害賠償請求	○	○	

## 不利益処分の処分基準 総括表

部名 教育部

No.	課等名	法令名	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準の設定の有 無	処分基準の公表の有 無	備考
53	生涯教育課	岩見沢市北村環境改善センター条例	1 3	岩見沢市北村環境改善センターの建物等に係る損害賠償	○	○	
54	生涯教育課	岩見沢市北村環境改善センター条例	1 4	岩見沢市北村環境改善センターの入場の制限	○	○	
55	生涯教育課	岩見沢市財産条例 岩見沢市公有財産規則	4-1 9、13の2、20、 別表第1、別表第2	岩見沢市北村環境改善センターの行政財産の目的外使用料等の徴収	○	○	
56	生涯教育課	地方自治法 岩見沢市公有財産規則	238の4-7 11	岩見沢市北村環境改善センターの行政財産の目的外使用許可の取消し等	○	○	
57	生涯教育課	岩見沢市公有財産規則	13、13の2、19	岩見沢市北村環境改善センターの行政財産の目的外使用等に伴う損害賠償の命令	○	○	
58	生涯教育課	地方自治法 岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	244の2-11 8-1	岩見沢市北村環境改善センターの指定管理者の指定の取消し等	○	○	
59	生涯教育課	地方自治法 岩見沢市財産条例	14-3、228-3 4-5	岩見沢市北村環境改善センターの行政財産の目的外使用に係る過料の賦課処分	○	○	
60	生涯教育課	岩見沢市栗沢工芸館条例	8-1、別表	岩見沢市栗沢工芸館使用料の徴収	○	○	
61	生涯教育課	岩見沢市栗沢工芸館条例	6、13	岩見沢市栗沢工芸館の使用許可の取消し等	○	○	
62	生涯教育課	岩見沢市栗沢工芸館条例	14	岩見沢市栗沢工芸館の使用場所の原状回復に伴う損害賠償請求	○	○	
63	生涯教育課	岩見沢市栗沢工芸館条例	15	岩見沢市栗沢工芸館の建物等に係る損害賠償	○	○	
64	生涯教育課	岩見沢市栗沢工芸館条例	16	岩見沢市栗沢工芸館の入館の制限	○	○	
65	生涯教育課	岩見沢市財産条例 岩見沢市公有財産規則	4-1 9、13の2、20、 別表1、別表2	岩見沢市栗沢工芸館の行政財産の目的外使用料等の徴収	○	○	
66	生涯教育課	地方自治法 岩見沢市公有財産規則	238の4-7 11	岩見沢市栗沢工芸館の行政財産の目的外使用許可の取消し等	○	○	
67	生涯教育課	岩見沢市公有財産規則	13、13の2、19	岩見沢市栗沢工芸館の行政財産の目的外使用等に伴う損害賠償の命令	○	○	
68	生涯教育課	地方自治法 岩見沢市財産条例	14-3、228-3 4-5	岩見沢市栗沢工芸館の行政財産の目的外使用に係る過料の賦課処分	○	○	
69	生涯教育課	岩見沢市生涯学習センター条例 岩見沢市生涯学習センター条例 施行規則	7-1、-2、別表 別表	岩見沢市生涯学習センターの使用料の徴収	○	○	

## 不利益処分の処分基準 総括表

部名 教育部

No.	課等名	法令名	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準の設定の		備考
					有	無	
70	生涯教育課	岩見沢市生涯学習センター条例	1 2	岩見沢市生涯学習センター使用許可の取消し等	○	○	
71	生涯教育課	岩見沢市生涯学習センター条例	1 3	岩見沢市生涯学習センターの原状回復の義務	○	○	
72	生涯教育課	岩見沢市生涯学習センター条例	1 4	岩見沢市生涯学習センターの損害賠償の義務	○	○	
73	生涯教育課	岩見沢市生涯学習センター条例	1 5	岩見沢市生涯学習センターへの入場の制限	○	○	
74	生涯教育課	岩見沢市生涯学習センター条例	1 6	岩見沢市生涯学習センターの必要措置の命令等	○	○	
75	生涯教育課	岩見沢市財産条例 岩見沢市公有財産規則	4-1 9、別表1、別表2	岩見沢市生涯学習センターの行政財産の目的外使用料の徴収	○	○	
76	生涯教育課	地方自治法 岩見沢市公有財産規則	238の4-9 11	岩見沢市生涯学習センターの行政財産の目的外使用許可の取消し等	○	○	
77	生涯教育課	岩見沢市公有財産規則	1 8	岩見沢市生涯学習センターの行政財産の目的外使用の原状回復の義務	○	○	
78	生涯教育課	岩見沢市公有財産規則	1 9	岩見沢市生涯学習センターの行政財産の目的外使用に係る損害賠償の義務	○	○	
79	生涯教育課	地方自治法 岩見沢市財産条例	228-3 4-5	岩見沢市生涯学習センターの行政財産の目的外使用に係る過料の賦課	○	○	
80	生涯教育課	地方自治法 岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	244の2-11 8-1	岩見沢市生涯学習センターの指定管理者の指定の取消し等	○	○	
81	生涯教育課	岩見沢郷土科学館条例	8	岩見沢郷土科学館の損害賠償の命令	○	○	
82	生涯教育課	岩見沢郷土科学館条例	5、別表	岩見沢郷土科学館の入館料等の納付	○	○	
83	生涯教育課	岩見沢郷土科学館条例	9	岩見沢郷土科学館の入場制限	○	○	
84	生涯教育課	地方自治法 岩見沢市公有財産規則	238の4-7 11	岩見沢郷土科学館の行政財産の目的外使用許可の取消し等	○	○	
85	生涯教育課	岩見沢市公有財産規則	1 8	岩見沢郷土科学館行政財産目的外使用の原状回復の義務	○	○	
86	生涯教育課	岩見沢郷土科学館条例	1 9	岩見沢郷土科学館の行政財産の目的外使用の損害賠償の命令	○	○	
87	生涯教育課	岩見沢市財産条例 岩見沢市公有財産規則	4-1 9、別表1、別表2.	岩見沢郷土科学館の行政財産の目的外使用料の徴収	○	○	

不利益処分の処分基準 総括表

部名 教育部

No.	課等名	法令名	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準の設定の有 無	処分基準の公表の有 無	備考
88	生涯教育課	地方自治法 岩見沢市財産条例	14-3、228-3 4-5	岩見沢郷土科学館の行政財産の目的外使用に係る過料の賦課処分	○	○	

## 不利益処分の処分基準 総括表

部名 教育部

No.	課等名	法令名	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準の設定の有 無	処分基準の公表の有 無	備考
1	図書館	岩見沢市立図書館条例施行規則	5、9-2、-3	岩見沢市立図書館利用者登録証の停止等	○	○	
2	図書館	岩見沢市立図書館条例施行規則	4	岩見沢市立図書館の入館の制限	○	○	
3	図書館	岩見沢市立図書館条例施行規則	6	岩見沢市立図書館の弁償の義務	○	○	
4	図書館	岩見沢市北村学習交流館条例	10	岩見沢市北村学習交流館使用許可の取消し等	○	○	
5	図書館	岩見沢市北村学習交流館条例	14	岩見沢市北村学習交流館の必要措置命令等	○	○	
6	図書館	岩見沢市北村学習交流館条例	12	岩見沢市北村学習交流館の損害賠償の命令	○	○	
7	図書館	岩見沢市北村学習交流館条例	13	岩見沢市北村学習交流館の入場制限	○	○	
8	図書館	岩見沢市来夢21条例	10、11	岩見沢市来夢21の原状回復に伴う損害賠償請求	○	○	
9	図書館	岩見沢市来夢21条例	12	岩見沢市来夢21の入場制限	○	○	
10	図書館	地方自治法 岩見沢市公有財産規則	238の4-7 11	岩見沢市立図書館の行政財産の目的外使用許可の取消し等	○	○	
11	図書館	岩見沢市公有財産規則	18	岩見沢市立図書館の行政財産目的外使用の原状回復の義務	○	○	
12	図書館	岩見沢市公有財産規則	19	岩見沢市立図書館の行政財産の目的外使用に係る損害賠償請求	○	○	
13	図書館	岩見沢市財産条例 岩見沢市公有財産規則	4-1 9、別表1、別表2	岩見沢市立図書館の行政財産の目的外使用料の徴収	○	○	
14	図書館	地方自治法 岩見沢市財産条例	14-3、228-3 4-5	岩見沢市立図書館の行政財産の目的外使用に係る過料の賦課処分	○	○	

## 不利益処分の処分基準 総括表

部名 教育部

No.	課等名	法令名	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準の設定の有 無	処分基準の公表の有 無	備考
1	緑陵高等学校	岩見沢市財産条例 岩見沢市公有財産規則	4-1 9、別表1、別表2	岩見沢緑陵高等学校の行政財産の目的外使用料の徴収	○	○	
2	緑陵高等学校	地方自治法 岩見沢市公有財産規則	238の4-7 11	岩見沢緑陵高等学校の行政財産の目的外使用許可の取消し	○	○	
3	緑陵高等学校	公有財産規則	19	岩見沢緑陵高等学校の行政財産の目的外使用の損害賠償命令	○	○	
4	緑陵高等学校	公有財産規則	18	岩見沢緑陵高等学校の行政財産の目的外使用の原状回復の義務	○	○	
5	緑陵高等学校	地方自治法 岩見沢市財産条例	14-3、228-3 4-5	岩見沢緑陵高等学校の行政財産の目的外使用に係る過料の賦課処分	○	○	
6	緑陵高等学校	岩見沢市立学校の施設の開放に関する規則	10	岩見沢緑陵高等学校の開放施設の利用許可の取消し	○	○	
7	緑陵高等学校	岩見沢市立学校の施設の開放に関する規則	11	岩見沢緑陵高等学校の開放施設の原状回復の義務	○	○	
8	緑陵高等学校	岩見沢市立学校の施設の開放に関する規則	12	岩見沢緑陵高等学校の開放施設の損害賠償請求	○	○	